

告 示

埼玉県告示第千八十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年七月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ららぽーと富士見

埼玉県富士見市山室一丁目千二百五十九番一号外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定によるその他の意見の概要

以下の事項に関し、新設届出に関する説明において虚偽と判断せざるを得ない説明を行ったものであるから、地域の住民への適切な説明を再度行う事、及び、第一種低層住居専用地域の住民生活環境保持の為の対応について担当者を任命し、住民からの申入窓口を設置して、それを地域住民に公表して、開店後において、問題の解消、軽減について措置を講ずる体制を整備すべきであり、本意見の内容についての配慮を求める。

1 経路の選定等に関する事項

(1) 自動車来店・帰宅経路の案内について

来店経路について、チラシ・ウェブサイトによる案内、誘導看板の設置だけでなく、カーナビゲーションシステム会社や、地図ルート検索業者に對し、協力を要請し、説明会に於いて周知を図るとした経路のみを来店者が利用するようにすべきである。

帰宅経路についても誘導看板だけでなく、交通整理員の配置によって、想定外の方角に出庫しないように、利用出口を規制すべきである。

また、三芳スマートインターチェンジの利用による来店者に対するの経路を周知させる為、三芳パーキングエリア内に経路案内板を設けるべきである。

さらに、経路について、設置者は、「誘導看板を設ける」とか、「周知を行う」との説明に止め、具体的な設置箇所、及び設置数や、内容について、説明会において、明示しないのであるから、開店後も地域住民よりの要望があれば、それに従って対策を為すべきであり、その配慮をすべきである。

(2) 周辺交差点等の交通対策について

平成二十五年七月二十五日付けの(仮称)ららぽーと富士見 新築工事、建築計画・工事説明会(以下「工事説明会」という)に於ける、交通計画について(その2 各地点の対策)の説明において、『北側出入口』
「大規模小売店舗舗立地法に基づく新設届出に関する説明会(以下「大店立地法説明会」という)の『出口1』は、工事説明会において、『施設から左折でニュータウン側へ通り出来ない対策を実施』『左折で出られない対策』としていたが、大店立地法説明会においては、『施設内・出入口付近の交通対策(案)』においては、『西側ニュータウン(住宅地)側への出庫及び西側ニュータウン側からの入庫を抑制』としており、工事説明会では『出られない』としていたものが、大店立地法説明会では『抑制』として言葉を違えている。

よって、当初の説明のとおり、左折の出庫を禁止すべく、左折禁止の看板の設置、及び、交通整理員を出口及び西側ニュータウン入口に配置し、西側ニュータウン(住宅地)への車両の侵入を防止するための配慮をすべきである。

周辺交差点等の交通対策に関しては、『自動車来店経路(計画地周辺)』によると、

施設全体の休日十五時台 千六百五十台/一時間

(A) 勝瀬、三芳方面 二百三十二台(入口6)

(B) さいたま・志木方面 千二十四台(入口2・3、出入口4)

(C) 川越方面 三百九十七台(入口2・3)

の合計千六百五十三台との計算になっている。

(A)(B)(C)の個別台数は割合計算の少数点以下を繰りあげたものであることは容易に判断されるが、この計算に、ご近隣様用とする出入口9に関する入庫数が計上されていない事が判明する。車の台数として表示する際に、〇・一台という数量は適さないもので、少数点以下を繰りあげたと思われるが、出入口9を利用する車両台数が〇であるなら、少数点第一桁で繰りあげたとすると、利用台数は、一時間に、〇・一台以下であるから、この出入口を運用する必要はない。(一時間に〇・一台以下ということは、つまり十時間にやっと一台利用するという計算である。)

そうでないなら、大店立地法説明会における『自動車来店経路(計画地周辺)』の交通量の計算が、出入口9の利用をしない計算で行われていて、計画と異なる説明を敢えてしたと判断されるものである(つまり、こんな足し

算の確認が出来ない筈はないので、計算してない事を知っていてわざと算入していない計算の説明をしたという事であり、虚偽の説明をしたと判断される事態である）。なお、大店立地法説明会による、『場内の騒音対策について』の項目で、出入口9は『夜間走行制限エリア』とされていることからして、二十二時以前は車両の通行を予定している事も明白である）。さらに、『ご近隣様用』とする出入口は、真にご近隣様用であるなら、利用台数数値が算入されてしかるべきであるのに、そうでなく、「〇」として説明したかったのは市道五一三七号線の交通量が増えたと反対意見が多く出たことを設置者が懸念したからというのは見易い事である。よって、出入口9を運用するなら、再度、交通量の調査及びシミュレーション行って、地域の住民への適切な説明を行い、開店後に発生する、問題について対応すべきであり、入出庫数が、減少する十八時以降は利用しない等の対策をしないなら出入口9は閉鎖すべきである。

同様に、『自動車帰宅経路（計画地周辺）』についても、出入口9の利用は計上されていない。これも同様に計算されていない。大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針に従って左折出庫させるなら、出口7との併用は市道五一三七号線を渋滞させるのみであり、市道五一三七号線への出庫は富士見市役所前の交差点の需要率により出庫数の限界が定まるのであるから、出口7を利用するなら、出入口9の出口を利用する価値は低く、ほとんど無いと言えるのだから、閉鎖すべきである。

(3) でも述べるが、大店立地法説明会時点において、市道五一三七号線は、勝瀬中学前から、市役所へ向かい、市役所前交差点まで、大型車の通行が禁止されていた。現在は規制が解除されているので、徐々に大型車の通行が増加するのは明らかである。そうであれば、交差点需要率の計算においては、大型車は、普通車に換算するなら、一・七倍に計算すべきであるから、大型車通行禁止の規制が解除され、大型車の通行が増加した場合の交差点需要率は、当初の計算と異なることは見やすい道理であるので、設置者は、再度、交通量を調査し、交差点需要率を計算し、その結果を公表し、交差点需要率が、限界となるなら、設置者は、交通管理者・道路管理者に対し、大型車の通行の禁止規制を求めるなどの対策をなすべきである。

大店立地法説明会における『自動車来店経路（計画地周辺）』において記載の（A）（B）（C）方向よりの来店のみを計上しているが、三芳スマーティンターチェンジの利用者が、左折出場し県道二六六号線を利用し上沢交差点を左折する経路について、説明されておらず、同経路を走行する車両

が市道五一三七号線に流入することについて、故意に、適切な説明をしなかったのであれば、虚偽の説明をしたと判断せざるを得ず、そうでないなら、再度、地域住民に対し、説明を行い、意見を求め、その意見に従った対策をなすべきである。

(3) 出入口付近の交通対策について

同出口の市道五一〇六号線は現在、富士見川越バイパスへ向かつての一方通行で、大型車の通行は禁止であるが、大店立地法説明会開催後に、市行政より、同市道を拡幅し、一方通行を解除し、さらに大型車の通行可とする計画の説明があり、市行政と設置者が、(1)及び(3)の状況からして、出口1よりの左折の出庫を行えるように画策しているとした判断出来ない状況である。

となれば、大型車の通行可能な大規模小売店舗の周回道路で第一種低層住居専用地域を取り囲む事態となり、前代未聞の計画を立てていることになる。このような事態は、当然、大規模小売店舗立地法の目的たる、周辺の地域の生活環境の保持のために適正な配慮がなされることを確保するという趣旨に反していることは疑いもなく、交通渋滞・交通安全・騒音等について多くの影響を及ぼすことは明らかであり、大規模小売店舗立地法の規制における、県意見の表明を逃れるべく、地元説明会終了後まで、その計画を明らかにせず、意見書提出期限後まで、その着工を遅らせて、住民等の意見の提出を防ごうとしたと考えざるを得ず、それは、即ち、設置者、及び、市行政は、多大な影響を受ける地域住民によって、その計画が反対され、差し止めを求められる事を自覚していることを表すに他ならないのであるから、同計画の、西側ニュータウン方向への通行及び大型車の通行の禁止を設置者が交通管理者・道路管理者に対し求めるべきであり、

- 1 (2) と共に、その配慮を求める。

市道五一三七号線は、現在、富士見ニュータウン前から市役所前交差点まで、規制速度が三十キロメートル/時であり、以前は大型車の通行が禁止されており、さらに、速度抑制対策として、ハンプ（道路を凸型に舗装し、事前にこれを見たドライバーがスピードを落とすことを意図）が施工されていたものであるが、これを、車道・歩道の改修・舗装の打替・歩道の整備として、ハンプを撤去、道路幅を拡幅、大型車を通行可とし、さらに規制速度を四十キロメートル/時に上げることを計画していると判断するしかない状況である。これも、現在工事中であり、速度規制は、三十キロメートル/時のままであるが、(1)と同様に意見書提出期限後に、ハンプ

ブが施工されずに舗装が仕上げられ、速度規制を変更されることは容易に想像される。そうでないなら、設置者が計画段階において、市道五一三七号線の、富士見ニュータウン前から市役所前交差点まで、ハンプが施工され、大型車の通行が禁止され、制限速度が三十キロメートル/時の状態で店舗の設置を計画したのであるから、交通安全や騒音対策として、三十キロメートル/時の速度規制や、速度抑制対策を継続するように、交通管理者、道路管理者と協議するように配慮を求めらる。

(4) 駐車場出入口について

市道五一三七号線は、勝瀬中学・諏訪小学校・私立第三保育所・私立第五保育所・きたはら幼稚園・富士見すくすく保育園の通学・通園時の利用道路であるだけでなく、富士見市民文化会館きらり ふじみ・市立中央図書館・市民総合体育館へ向かう、生徒・児童・未就学児童が通行するのみでなく、夏期には富士見ガーデンビーチ（プール）に向かう多くの子供らが通行する道路であり、また、市役所へ向かう、視覚障害者が利用する道路であり、歩道に点字ブロックの設置されている道路である。その際に通行する歩道に、設置者は、出口7、入口8、出入口9を計画している。子供や視覚障害者が通行する歩道を施設へ出入りする車両が横断することになるのである。道路交通法において、歩道を通行する歩行者は、軽車両や自動車に対する何らの注意義務を負っていないのであり、当然に優先権を有するのであるから、設置者が出入口を設け、多くの自動車を通行させるのであるなら、車両が歩道を横断する際には、交通整理員を配置し、歩行者を優先させるように配慮すべきである。建築工事中は、工事車両出入口には、警備員等を配置し、歩行者や、自転車等の通行の安全を確保しているのであるから、出口7、入口8、出入口9を運用するのであるなら、開店後も同様に、使用する時間は、交通整理員を配置して、子供の安全を守るべきでありその配慮を求めらる。

大店立地法説明会の説明において、出入口9は『ご近隣様用』とし、『近隣からお越しの方向けの出入口』としているが、反対等の意見を封じるための方便でないのなら、ウェブサイトや店舗内の、案内図、見取り図、店舗全体図等の表記にも出入口9について『ご近隣様用』と表記して、遠方からの来店者の利用の防ぐべきであり、設置者自身が行えることであるので、容易に実現可能な措置であり、それによって、市道五一三七号線の歩道を横断する車両数の低減を図る配慮を求めらる。

富士見川越バイパス側の出入口4、入口2・3は、富士見市サイクリン

グマップに推奨するサイクリングコースを横断するものであるから、サイクリング者が安全に通行できるように対策する配慮を求める。

2 騒音の発生に係る事項

騒音予測・対策について

本施設は、立体駐車場や、屋上駐車場を擁するのであるから、シネマのレイトショーが行われるなら、午前四時迄の深夜の時間帯のレイトショー終了時刻に一齐に帰宅する自動車動き出すことから、大店立地法説明会『発生する騒音の予測結果』記載の予測地点だけでなく、音の反射や回折・干渉によつて特定の場所に騒音が集中する事があり得、所謂、空気砲と同様の効果によつて一方に騒音が向く可能性があるので、開店後には、予測地点だけでなく、駐車場や、屋上の高さと同じ標高の地点についてや、遮音壁から離れた他の地点においても、騒音の計測をして、その影響を小さくするために、対策すべきである。

3 施設の運営に関する事項

大規模小売店舗立地法は、大規模小売店舗その周辺の生活環境の保持を目的とするものであり、同法第十条には、生活環境の保持についての適正な配慮をして当該大規模小売店舗を維持し、運営しなければならぬと規定しているので、意見書提出期限経過後も、言うに及ばず、また当然、開店後も、同法は設置者に対し生活環境の保持についての適正な配慮を課しているのであるから、生活環境保持の為の対応についてその担当者を任命し、住民からの申入窓口を開設し、地域住民に公表して、開店後においても、配慮すべき事項に関する指針に定められている問題の解消、軽減について措置を講ずる体制を整備すべきである。

大規模小売店舗立地法は、設置の届出と県意見の表明のみがその目的では無く、地域の住民の生活環境保持をするために、設置者に対し、事前に、生活環境保持の為の検討を行わせることを規定しているが、当然に、設置者は開店後も地域の住民の生活環境保持に努めなければならないのである。県意見の表明が無かったことが、生活環境を悪化させた事の免罪符になる訳では無く、地域住民は、生活環境の悪化に対する損害賠償請求を設置者に対して行えるからと言って、開店後は、何らの配慮をする必要が無いのでは無いことを、所掌事務をなす行政機関は知悉しているから、大規模小売店舗立地法第十条の趣旨に従い、上記窓口の設置を為す配慮をすべきである。

二 縦覧期間

平成二十六年七月二十九日から平成二十六年八月二十九日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南西部地域振興センター